

第12回嘉麻市農業委員会総会（令和7年11月10日）

事務局 会議を始めるにあたり、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにしてください。

本日の出欠状況をご報告いたします。

在任委員15名中、全員出席で過半数を超えておりますので、会議規則第6条に従い、総会は成立しておりますのでご報告いたします。

事務局 本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に配布しておりました令和7年第12回嘉麻市農業委員会総会議案書と同資料の2点です。第12回農業女性たちのSDGs学習会のご案内の1枚チラシを配布しておりますので、ご確認をお願いいたします。

事務局 それでは、開会宣言を副会長をお願いいたします。

副会長 只今から令和7年第12回嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。

事務局 それでは、会長挨拶をお願いします。

会長 【会長挨拶】

事務局 議事録整理の都合上、質疑の際には最初にお名前をお願いします。

それでは、会長、議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員について、会議規則第14条により議長が指名することにご異議ありませんか？

会場 【異議なしの声あり】

議長 署名委員につきましては、4番 長野委員と5番 松隈委員をお願いします。

議長 それでは、議事に入りますが、議案第39号を議題とする前に、議案第37号の継続審査を議題といたします。

事務局に説明をお願いします。

事務局 それでは、4ページをお願いいたします。

議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。

令和7年11月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 山崎 健一

事務局 先月からの継続審議案件でございました、議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請（太陽光発電設備の設置）についてですが、申請者から取り下げる旨の申し出が

ありましたので、議案第 37 号は廃案といたします。

議長 ただいまの事務局の説明のとおり、議案第 37 号は廃案となりました。
続きまして議案第 39 号を議題といたします。
事務局に説明をお願いします。

事務局 それでは、1 ページをお願いいたします。
議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
農地法第 3 条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。
令和 7 年 11 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 山崎 健一

事務局 今月は、農地法第 3 条関係におきまして、2 件の申請が出ております。
それでは、2 ページをお願いいたします。

農地法第 3 条関係 審議番号 1

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇 地目：田 地積：2,174 m² 外 11 筆
申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (46)
申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (76)
譲受人耕作地：親子間共有 自作地 17,978 m² 借入地 3,984 m² 計 21,962 m²
権利内容：所有権移転 贈与

事務局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を贈与で取得する
ものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第 3
条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、
ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、1 ページに位置図、2 ページ
から 8 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号 1 番について、地区担当：原田推進委員に説明をお願いいたします。

原田推進委員 地区担当の嘉穂才田推進委員の原田です。昨日ですね、譲渡人の〇〇 〇〇氏から説明
を受けました。息子さんに譲り渡すということで、ここに記載されてある農地を譲り渡
すという説明を受けております。審議をお願いいたします。

議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 1 番について、ご質問はございませんか？

会場 【なしの声あり】

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
ここで推進委員の退席をお願いいたします。

議 長 続きまして審議番号 2 番について、事務局に説明をお願いいたします。

事 務 局 農地法第 3 条関係 審議番号 2
申請地：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇 地目：田 地積：1,168 m²
申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (45)
申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (83)
譲受人耕作地：自作地 3,763 m²
権利内容：所有権移転 売買

事 務 局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を売買で取得する
ものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われれます。また、農地法第 3
条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われれますが、
ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、9 ページに位置図、10 ペー
ジに申請地図を添付しております。以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号 2 番について、ご質問はございませんか？

事 務 局 審議番号 2 につきまして、補足で説明をさせていただきます。先ほど廃案になりました
議案第 37 号継続審議の案件でございますが、先月継続審議にする際に地権者と交渉
というか調整をする時間が必要ではないかということで継続審議となっております。
地権者の方も太陽光はやめて、農地として利用していただくという方にお譲りするとい
うことで調整がつかしましたので、今回 3 条で上程させていただいております。以上で
す。

議 長 今の説明を踏まえてご質問はございませんか？

会 場 【なしの声あり】

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号 2 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、議案第 40 号を議題といたします。

事 務 局 それでは、6 ページをお願いいたします。

議案第 40 号 農地利用状況調査の結果報告について
農地法第 30 条の規定に基づき、標記調査を行った結果報告書について承認を求める。
令和 7 年 11 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 山崎 健一

事 務 局 7 ページをお願いします。
今年度の調査により、遊休農地と判断されたものの合計が 210 筆 223,519.89 ㎡、
非農地判定されたものが 205 筆 134,285.05 ㎡となっております。
なお、遊休農地については意向調査の回答がないものについては、推進委員さんに自宅
訪問をして意向調査をしていただきます。また、非農地については 11 月中に事務局よ
り非農地通知書を発送予定でございます。8 ページから 13 ページに農地利用状況調査
(緑と黄色)、14 ページから 19 ページに非農地の一覧表を添付しておりますので、確
認方よろしくをお願いいたします。以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。
本案について、ご質問はございませんか？

白 土 委 員 白土良一と申します。調査に行って毎年荒れてる農地を見るんですけども、だいたい
作りにくいところから荒れていったり、地主さんがいなくなったりとか、そういうところ
が多いと思うんですけども、我々のところもあるんですけど、そこは猪の出るところ
で段々猪の範囲も広がったりするんです。
事務局ともこの間お話したんですけども、雑種地にすると固定資産税が上がってしま
うとかがあって、なかなかやりにくいところもあったんですけど、農家をしているもの
からすると耕作するには無理でも草を刈るとか、まったく手立てがなくて毎年これを作
って表にまとめるのは、もちろんしなくちゃいけないこととは思うんですけど。
10 年後 20 年後、こればかりやっても手付かずの土地が増えていく状況で、農
業委員会の手だけでは負えないのではないかと思う。嘉麻市そういうのが多いから、嘉
麻市全体として市長も交えたところで対策を考えていかないと、手をつけられないから
とそこに税金を使うとかは分からないですけど、あまりにも淡々と調査して報告だけ
していても、5 年後 10 年後それでいいのかと疑問に思った。地主さんも農業地区の方
ももう慣れていると思うんですけど、年月が経つごとに農家は減っていくし、荒地は増
えていくので、どこかで何かしないと余計に増えていくので、私の要望として市として
の取り組みを是非とも考えていただきたいなと思います。

議 長 通知か何か出しているんですよね？

事務局 この表で遊休農地として位置づけられているものに関しては、郵送で地権者もしくは耕作者の方に誰か借り手さんを探してほしいとか、自分でどうにかするか回答をしていただくような通知を意向調査というかたちで出させていただいているんですけども、先ほど白土委員が言われたように高齢化とか農家の方も実際に拡大していかれてるところで農家の方も限界があり、耕作条件が悪いところというのはやはりそちらにはなかなか手が回らない中で、そこをきれいにしていくのは難しいというところは、嘉麻市これから先に農業・農地で問題になるところだと思います。ただ平場で作りやすいところで荒れているところを、やはり今後少しでも作っていただく対策っていうのをしていかなければいけないと思うんですけども、嘉麻市の方が財源の方がございません。以前の耕作放棄地の荒地をきれいに戻すということに対して、国の補助金が出ておりました。地域の方で耕作放棄地をきれいにしたら、人件費とかそういったところをみられる補助金があったんですけども、今はなくなってしまっております。その代わりに中間管理機構で作りやすいところを耕作者がいるのであれば、そこを戻すために若干の費用を投じてくれるような事業等もございますので、そういったものを利用してということになってくると思います。一番問題なのがやはり中山間等の獣害で、元に戻しても作れない農地というのが一番問題になっています。草刈りとかの管理をしていただいて、有事の際には農地として使えるように保ってもらうような補助金を活用して、中山間地の農地は守っていています。その事業も農振農用地の青地に限定されております。中山間の事業をしておられる方も高齢化しており、あと何年続けられるか分からない。やはり中山間の農地を非農地で多く落とすようにしておりますけれども、ただ非農地として作れないということで落とすのは簡単なんですけれども、農業委員会の判断で落としていいということになっております。ただそちらの農地を落とした場合、太陽光パネルになったり、今は蓄電池の方が毎週のようにここで蓄電池はできるだろうかという農地の転用相談がっております。非農地になった場合、農地法の網にかからなくなってくるので簡単に蓄電池とか産廃とかになるということになりかねないので、やはりそこは農地として守っていった方が嘉麻市のためにはなるのかと考えております。農業委員会の事務局としては、対策の方法がないというのが現状でございます。

藤島委員 非農地は農振地域が大半で、地目ってというのはどうなるんですか？落としていいということですが。

事務局 農振区分の説明をしますと左側の農振地域というのが白地です。右側の農用地と書かれているのが青地で農振農用地の取扱いになります。こちら国の方が非農地判断で農地として使えないところは、きちんと落としなさいというような通知がきております。農振農用地は普段転用するときに農振除外というのが必要になってくるんですが、青地の農地も落としていいと、ただし全体見直しの時にまとめて全部農振地域から外していくようにしなさいという取扱いとなっております。農振地域という農業振興地域制度というのは、5年に1回全体見直しというのがあって、そして都度転用でおうちを建てるとかいうときに、農振除外、全体見直しをするとコンサルを入れて1200万くらい費用がかかってくるため、実際のところ5年に1回の見直しは行われていないという

のが現状になっております。

議 長 よろしいですか？白土委員、先ほどのところ再生協議会で農業委員も含めて、農事区長や担い手のみなさんいろんな団体が集まっていますので、出来ましたらそちらの方でも提案していただければと思います。

川原田委員 川原田剛です。才田の推薦を受けております。白土委員の話の中で荒廃農地をどうしていくのか農業委員会で議論するのか、議会で話すのか、その辺わたしたち分からないところですけども、農業新聞の1面に外国人の農地取得の件が記事として載ってありました。外国人が農地以外も含めて参入し、かなりの面積を取得しておると、直接ではなく代理人を通じて毎年取得しているため、かなりの面積が外国人の手中にあると。その辺の規制を今後どのように行っていくのか、先ほど白土委員が言われた日本の法律を熟知しない外国人の方が取得されて、その面積が私たちの想像以上に取得が進んでおるといようなことで、危機感というよりも恐怖を感じています。国道や舗道の用地買収の話があった時に、一般的な日本人の感覚では納得いけば印鑑を押すというような形で話が進んでいくということを知って、外国人がNOと言い出したら用地買収が進みません。農業委員会の判断でできる範囲と、議会の判断でできる範囲と、市長の判断でできる範囲と、権限の範囲が異なると思うんですけど、先ほども話したように面積が増えると、農業者のみならずとも市民の皆様も恐怖を感じられるのかなと思います。提言をしたいと思います。

議 長 これは嘉麻市だけの問題でなくて、日本全国の問題だと思います。山もマンションも外国人が入ってきている。
嘉麻市だけの問題ではなくて、嘉麻市で考えるのは市長関係で、あるいは条例として作るとか、考えてもらえないので意見として聞かせてもらいます。どうこうするというのは難しいので、ご了解いただきたいと思います。

事 務 局 この件に関して1点、農地に関しての補足ですけども、農地法3条農地の移動に關しましては、昨年の令和6年4月1日から3条申請書に国籍の記載が義務付けられております。その場合は、委員の皆様には日本国籍以外の場合にはお知らせをしたいと思います。以上です。

議 長 その他ございませんか？
質問がないようですので採決に入りたいと思います。
本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたします。

議長 続きます、議案第 41 号を議題といたします。
番号 32 番について森田委員が「議事参与の制限」に該当しますので、会議規則第 11 条の規定により、森田委員の退席をお願いいたします。

事務局 それでは、20 ページをお願いいたします。

事務局 議案第 41 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき農業委員会の意見が求められているため審議に付する。
令和 7 年 11 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 山崎 健一

本件は市長部局から農業委員会の意見が求められている案件であります。
それでは 21 ページから 28 ページをお願いいたします。

利用権設定 32 件 99 筆 157,344.00 m²

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると思われ
ますが、ご審議よろしくをお願いいたします。
以上でございます。

議長 本案について、ご質問はございませんか？

会場 【なしの声あり】

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
本案については意見を求められている案件ですので異議なしということでよろしいで
しょうか。

会場 【異議なし】

議長 本案は異議なしとして、市長部局へ回答したいと思います。
ここで森田委員の入室をお願いいたします。

議長 続きます、証明第 4 号を議題といたします。

事務局 それでは、29 ページをお願いいたします。

証明第 4 号 非農地証明願について
証明書交付手続要領の規定に基づき非農地証明願の発行について審議に付する。
令和 7 年 11 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 山崎 健一

今月は、非農地証明願について 1 件の申請が出ております。
それでは 30 ページをお願いいたします。

非農地証明願関係 審議番号 1

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇 〇番 地目：畑 地積：2,283 m² 外 15 筆
計 18,494.00 m²

申請人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇 相続財産清算人 弁護士 〇〇〇〇

- 事務局 資料の 22 ページをお願いいたします。
当該地は、非農地証明経過書にありますように、地目変更手続きのため非農地証明の申請を行っておりますので、ご審議よろしくをお願いいたします。
- 議長 資料といたしまして 11 ページに位置図、12 ページから 21 ページに申請地、22 ページに非農地経過書を添付しております。以上でございます。
- 議長 証明番号 4 番について、副会長に説明をお願いいたします。
- 副会長 10 月 31 日の総会事前打ち合わせの後、会長と事務局で現地を確認しましたところ、相続放棄されてから年数も経っており、原野となっております。
今後も農地としての利用は不可能な状態でしたので報告いたします。
- 議長 本件について、ご質問はございませんか？
- 会場 【なしの声あり】
- 議長 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。
本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
- 会場 【挙手】
- 議長 賛成多数であります。
よって、本案は非農地として証明したいと思います。
- 議長 続きまして、通知第 10 号を議題といたします。
- 事務局 それでは、31 ページをお願いいたします。
通知第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知があったので報告する。
令和 7 年 11 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 山崎 健一
- 事務局 今月は 7 件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっております 32

ページから 34 ページに報告書を添付しております。

議 長 本件は報告のみでございます。

議 長 続きまして、報告事項を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 公共事業に関する農地の一時使用報告書について、嘉麻市土木課長より 1 件の届出があ
っております。
それでは 35 ページをお願いいたします。
市営河川汐井川の災害防止対策工事に伴う仮設進入路として、令和 7 年 11 月 1 日か
ら令和 8 年 2 月 27 日まで、牛隈〇〇 〇〇〇番〇 外 11 筆
計 12,421 m²を一時使用する旨の届出がっております。
資料 23 ページから 25 ページに関係資料を添付しております。以上でございます。

議 長 続きまして、会議次第の 5 番、その他に入らせていただきます。
事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 次回総会の日程についてでございますが、12 月 10 日（水）10：30 からとなっております
ので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

議 長 委員さんの方からは、何かございませんか？

会 場 【なしの声あり】

事 務 局 閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。

副 会 長 これにて、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

4 番委員

5 番委員
